

令和5年11月9日

健康保険「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者の一時的年収超過対応について

荏原健康保険組合

国の施策である「年収の壁・支援強化パッケージ」により、被扶養者の年収が基準額（130万円。60歳以上または障害年金受給者は180万円）を超過する場合でも、それが人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものである場合は、被扶養者の勤務先事業主の証明により、被扶養者の年収要件を満たしているとみなすことになりました。尚、この施策の対象は特定の事業主と雇用関係のある被扶養者であり、フリーランスや自営業者などの方は対象外となります。

荏原健康保険組合では、この施策についての対応を下記の通りと致します。

1. 既に扶養認定されている方は、人手不足対応等での一時的な収入増となる場合においても、証明書を都度提出いただく必要はありません。ただし、被扶養者資格調査（検認※）の際に、証明書の提出を依頼することがあります。
※検認とは、健康保険の被扶養者として認定されているご家族が、その後も認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。
2. 新たに被扶養者の加入を申請される場合は、収入に関する提出書類の内容により証明書の提出を依頼することがあります。
3. 基本給があがった場合等、恒常的な年収増により基準額超過となる場合は、従来通り事象発生時に速やかに異動届の提出により被扶養者資格削除を申し出てください。

尚、この特例は健康保険の被扶養者認定と国民年金第3号被保険者の認定のみに係る取扱いであり、税の扶養控除等の他制度に関しては通常を取り扱いになりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

荏原健康保険組合 適用担当：kenpo-tekiyo@ebaracom

以 上